

建設工事に係る競争入札参加資格格付基準の見直しについて

1 建設工事に係る競争入札参加資格格付基準見直しのねらい

- (1)公正な入札のための競争性確保及び市内事業者の受注機会均衡が図られるよう格付区分の変更及び導入を行う。
- (2)災害対応を含む地域維持の担い手の中長期的な育成・確保を促進するため、地域維持活動、地域貢献活動を積極的に行う市内建設業者を現状より高く評価し、市内建設業の健全な発展を促進する。
- (3)(一財)江別建設業協会からの要望書を受け、当市の実情に合わせた所要の見直しを行う。

2 建設工事に係る競争入札参加資格格付基準の見直し内容

(1)見直しの対象となる工事種別

土木工事、建築工事、電気工事(新規導入)、管工事、水道施設工事

(2)格付区分及びランク対応工事金額の見直し

総合評価数値により決定する格付の基準を下記のとおり見直し

工事種別	現行ランク			見直し後ランク		
	A	B	C	A	B	C
土木	800点以上	800点未満 650点以上	650点未満	900点以上	900点未満 800点以上	800点未満
	3,000万円以上	3,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満	4,000万円以上	4,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満
建築	800点以上	800点未満 650点以上	650点未満	800点以上	800点未満	—
	4,500万円以上	4,500万円未満 500万円以上	500万円未満	2,000万円以上	2,000万円未満	—
電気	【現行ではランクなし】			800点以上	800点未満	—
				500万円以上	500万円未満	—
管	800点以上	800点未満 650点以上	650点未満	850点以上	850点未満	—
	1,500万円以上	1,500万円未満 500万円以上	500万円未満	1,000万円以上	1,000万円未満	—
水道施設	800点以上	800点未満 650点以上	650点未満	850点以上	850点未満	—
	1,500万円以上	1,500万円未満 500万円以上	500万円未満	2,000万円以上	2,000万円未満	—

(3)格付に係る主観的要素の見直し

格付に使用する総合評定値は、下記のA客観的要素の評定値とイ主観的要素の評定値の合計により算出される。

	評定項目	現行	見直し後																																
ア	客観的要素 総合評定値 (建設業法第27条の29に規程)	「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書」P点	【継続】 「経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書」P点																																
イ	主観的要素 ①工事成績 直前2か年に竣工した工事の工事施工成績に係る評定数値の平均により、右記のとおり加点 (全業者対象)	品質の高い工事を評価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評点平均</th> <th>付与点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91点以上</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>86点～90点</td> <td>50点</td> </tr> <tr> <td>81点～85点</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>76点～80点</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>71点～75点</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>66点～70点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>65点以下</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評点平均	付与点数	91点以上	60点	86点～90点	50点	81点～85点	40点	76点～80点	30点	71点～75点	20点	66点～70点	10点	65点以下	0点	【継続】 品質の高い工事を評価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>評点平均</th> <th>付与点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91点以上</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>86点～90点</td> <td>50点</td> </tr> <tr> <td>81点～85点</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>76点～80点</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>71点～75点</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>66点～70点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>65点以下</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>	評点平均	付与点数	91点以上	60点	86点～90点	50点	81点～85点	40点	76点～80点	30点	71点～75点	20点	66点～70点	10点	65点以下	0点
評点平均	付与点数																																		
91点以上	60点																																		
86点～90点	50点																																		
81点～85点	40点																																		
76点～80点	30点																																		
71点～75点	20点																																		
66点～70点	10点																																		
65点以下	0点																																		
評点平均	付与点数																																		
91点以上	60点																																		
86点～90点	50点																																		
81点～85点	40点																																		
76点～80点	30点																																		
71点～75点	20点																																		
66点～70点	10点																																		
65点以下	0点																																		
	②主たる営業所の所在地 (市内業者のみ対象)	主たる営業所(本社・本店)の所在地が江別市内にある者 加点 20点	【見直し】 主たる営業所(本社・本店)の所在地が江別市内にある者 加点数をアップ 加点 30点																																
	③若年技術者、女性技術者の雇用 (市内業者のみ対象)	本登録申請時において、3年以上雇用している格付対象工種の監理技術者または主任技術者となり得る国家資格等を有する技術者について、下記のとおり加点 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>35歳未満</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監理技術者</td> <td>5点/1人</td> <td>5点/1人</td> </tr> <tr> <td>主任技術者</td> <td>3点/1人</td> <td>3点/1人</td> </tr> </tbody> </table> ※35歳未満かつ女性:両項目で加点 ※江別市内に登録する営業所に勤務する者のみ加点		35歳未満	女性	監理技術者	5点/1人	5点/1人	主任技術者	3点/1人	3点/1人	【継続】 本登録申請時において、3年以上雇用している格付対象工種の監理技術者または主任技術者となり得る国家資格等を有する技術者について、下記のとおり加点 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>35歳未満</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監理技術者</td> <td>5点/1人</td> <td>5点/1人</td> </tr> <tr> <td>主任技術者</td> <td>3点/1人</td> <td>3点/1人</td> </tr> </tbody> </table> ※35歳未満かつ女性:両項目で加点 ※江別市内に登録する営業所に勤務する者のみ加点		35歳未満	女性	監理技術者	5点/1人	5点/1人	主任技術者	3点/1人	3点/1人														
	35歳未満	女性																																	
監理技術者	5点/1人	5点/1人																																	
主任技術者	3点/1人	3点/1人																																	
	35歳未満	女性																																	
監理技術者	5点/1人	5点/1人																																	
主任技術者	3点/1人	3点/1人																																	

イ 主 観 的 要 素	④災害時協力協定の締結 (市内業者のみ対象)	江別市「災害時協力協定」または江別市水道事業管理者「災害時における応急措置等の協力に関する協定」を締結している者及び同協定を締結している団体の構成員である者 加点 10点	【見直し】 江別市「災害時協力協定」または江別市水道事業管理者「災害時における応急措置等の協力に関する協定」を締結している者及び同協定を締結している団体の構成員である者 加点数をアップ → 加点 20点
	⑤地域貢献活動 (市内業者のみ対象)	【現行では項目なし】	【新規】 本登録申請時の過去2か年において、ボランティアで地域貢献活動を行っている者 新規 → 加点 10点
	⑥障がい者の雇用 (市内業者のみ対象)	本登録申請時において、江別市内に登録する営業所(本社、本店、受任先)で法定雇用率を超えて障がい者を雇用している場合 加点 1人につき5点	【継続】 本登録申請時において、江別市内に登録する営業所(本社、本店、受任先)で法定雇用率を超えて障がい者を雇用している場合 加点 1人につき5点
	⑦健康経営への取組 (市内業者のみ対象)	日本健康会議の健康経営優良法人の認定を受けている者 加点 3点	【継続】 日本健康会議の健康経営優良法人の認定を受けている者 加点 3点
	⑧保護観察対象者等の就労支援 (市内業者のみ対象)	札幌保護観察所に協力雇用主として登録しており、本登録申請時の過去2か年に保護観察対象者等を雇用した実績又は保護観察対象者等を対象とした職場体験講習若しくは事業所見学会のいずれかを実施した実績がある者 加点 5点	【継続】 札幌保護観察所に協力雇用主として登録しており、本登録申請時の過去2か年に保護観察対象者等を雇用した実績又は保護観察対象者等を対象とした職場体験講習若しくは事業所見学会のいずれかを実施した実績がある者 加点 5点

(4) 格付の有効期間

【現行】 1年間(毎年度格付を実施) → **【見直し後】** 2年間(隔年で格付を実施)

3 適用開始

令和5年度格付から